

お盆限定

特別企画!!!相続の無料相談会

あなたの大切な家族のために…

8/10(土) 11(日)

10:00~17:00



# 相続 遺言 無料相談会

開催場所

マーサ21

[1階さくらパーク]

住所:岐阜市正木中1丁目2番1号

相続  
手続

遺 言

相続税

終 活

借金  
問題

最大60分まで、相続の専門家が個別にアドバイスさせていただきます。  
(親身に、丁寧に、わかりやすくご相談に対応いたします)

## 専門家紹介

税理士



服部会計事務所  
服部 正樹

税理士・行政書士



服部会計事務所  
藤田 裕也

司法書士



みずほ総合法務事務所  
古山 亨

司法書士



みずほ総合法務事務所  
谷口 雅則

ご来場いただいた方

全員にプレゼント!!



相続  
まるわかり小冊子

事務所HP ぎふ相続サポートセンター

検索

事務所HP 岐阜 大垣相続遺言相談室

検索

当日は混雑が予想されますので、事前のご予約をお勧めいたします!また、日程が合わずにご参加いただけない場合には事務所にお問合せください。事務所にて別日程でご相談させていただきます。

相談会事前  
予約はこちちら  
24時間受付対応

0120-932-610

裏面も  
チェック!



こんな困りごとありませんか？

相続

遺言

相続税

## ● 相続財産の名義変更



- ・相続する財産の名義変更の仕方がわからない！
- ・どんな書類を集めたらよいかわからない！
- ・相続する土地・建物を自分の名義にしたい！

財産の名義変更をしないで放置しておくと、あとで様々なトラブルが起こります。



## ● 相続放棄

- ・親の遺した借金を絶対に引き継ぎたくない！
- ・3ヶ月の期限切れでも相続放棄が認められるの？
- ・相続放棄の手続のやり方がわからず不安だ！

故人の借金は引き継ぐ必要がありません。  
借金を相続された方はお気軽にご相談下さい。

## ● 遺言

## ● 相続税



- ・遺産が少なくて遺言書を書いたほうがよい？
- ・遺言書を書いたほうがよい人はどんなひと？
- ・遺言書を書くときの注意点を知りたい！

家族関係が複雑な場合は遺言書を書くことで  
残された家族がもめなくてすみます。

経験豊富な税理士が相続税対策や  
納税資金対策をご提案します。

## ● 過払金請求・任意整理



- ・過払金（払いすぎた利息）を取り戻したい！
- ・とにかく借金の取立てを止めたい。
- ・借りてた期間が7年以上とかなり長い。

借金がゼロになつたり、  
払い過ぎた借金の利息が返ってくる場合があります。



## ● 住宅ローン問題

- ・住宅ローンの返済が厳しくなってきて、相談したい！
- ・自宅を手放さないで、借金問題を解決したい！
- ・離婚で、自宅を売却したいが、住宅ローンが残ってしまう。

住宅ローンの滞納、返済の問題と一緒に  
解決しましょう！

①当事務所のサービスや接客について感じたことを記入ください。  
たくさん

②当事務所のサービスや接客について感じたことを記入ください。  
ありがとうございます

当事務所を利用したお客様から喜びの声をいただきました。相談事が解決して、「良かったこと、すばらしかったこと、相談前と後の心境の変化、喜ばしいこと」などをお聞かせいただきました。たくさんの喜びの声、ありがとうございます！

父から不動産の生前贈与を受けたくなり、贈与税などで  
心配したりですが、最初の無料相談で贈与税額の計算  
をして頂き（結果として贈与税はゼロになる方法）ある、とのこと  
でした）、その後手続きも司法書士さんに連絡して「良く」と  
非常にスムーズに進みました。

①当事務所のサービスや接客について感じたことを記入ください。  
初めて相談のお電話をされた日に、お手数をおかけして  
ありがとうございました。親身に聞いてくれる姿勢に、お任せしたいと思いました。  
最終まで誠実に対応していただき感謝感謝です。  
勇気を出してご相談は良かったです。ありがとうございました。

「ご相談をご希望の方は、お電話での  
事前申し込みをお勧め致します。」

0120-932-610

【予約受付】  
24時間対応

## 司法書士法人みずほ総合法務事務所



相続専門サイト

岐阜・大垣相続遺言相談室

検索

<http://mizuho-souzoku.com/>

### マーサ 21へのアクセス方法

#### JR 岐阜駅より

- 9番のりば ●岐阜大学・病院線（行き先表示 C70）  
11番のりば ●市内ループ線（右回り・左回り）  
※但し、岐阜大学病院行き（岐南町線）は、別路線で  
すのでご注意ください。



本広告は簡裁訴訟代理等関連業務（目的となる価格が140万円を超えない請求事件について代理できます）、裁判事務、及び税務に関する法律相談です。  
司法書士は司法書士法の範囲内で、税理士は税理士法の範囲内で業務を行います。なお、不動産に関するご相談は宅地建物取引主任者がご対応いたします。